

長崎県肢体不自由教育研究 (第2報)

－肢体不自由教育における障害の重度重複化に対応した教育課程の発展－

平田 勝政* 西村 大介** 鈴木 保巳*

A Study of Education for Children with Physical Disabilities in Nagasaki Prefecture(2)

Katsumasa HIRATA, Daisuke NISHIMURA, Yasumi SUZUKI

1. 目的と方法

筆者らは、特殊教育から特別支援教育への転換を受けて、先に特別支援教育時代の肢体不自由教育に対応していく基礎作業として、長崎県の肢体不自由養護学校（A校、B校、C校、D校）発行の学校要覧（1964～2006年度）を手がかりに、①児童生徒数の推移、②起因疾患の年次変化、③教育方針・目標の変遷、④卒業後の進路実態、を整理検討して長崎県肢体不自由教育の歴史・現状・成果・課題の基本的特徴を一定明らかにしてきた¹⁾。さらに、児童生徒の障害の重度重複化の実態とその特徴について予備的検討を行ってきた²⁾。

そこで本研究では、県下肢体不自由養護学校4校の学校要覧（1964～2006年度）より作成した教育課程変遷一覧表³⁾を手がかりに、長崎県肢体不自由養護学校の児童生徒の重度・重複化に対応する教育課程の深化・発展過程とその特徴を明らかとすることを目的とする。なお、以下本文では、今日不適切として使用されない〔精神薄弱〕という用語を歴史的用語として使用することをお断りする。

2. 結果と考察

(1) A校における在籍児童生徒の障害の重度・重複化と教育課程の変遷の特徴

①小学部の場合

表1の「①小学部」に見るように、その変遷は大きく5つに分けてとらえることができる。以下、その内容を概括する。

第1段階は1964年の開校から1970年度までで、各教科、道徳、特別教育活動、体育・機能訓練という4つの領域・教科により編成された教育課程を基本的特徴とする時期である。ただし、開校時より特殊学級が設置されており、詳細は不明であるが、その教育課程は理科と特別教育活動が無く、社会が一時期生活と表記されており、知的障害を有する児童への配慮が見られる。

第2段階は1971年度から1975年度までで、学習指導要領（昭和45年度版）の影響を受けて、体育・機能訓練の機能訓練が養護・訓練に、翌1972年度には特別教育活動が特別活動に名称変更³⁾されたが、教育課程自体は第1段階と基本的に差異が無い時期である。なお、特殊学級の設置は見られなくなった。

*人間発達講座 **長崎県立長崎養護学校

第3段階は1976年度から1989年度までで、重複学級認可から3年を経過して教育課程の整備が進み新たに重複学級の教育課程が編成された時期である。1976年度より登場する生活とは、学習指導要領〔精神薄弱〕編の生活科のことである。つまり、肢体不自由養護学校の教育課程に知的障害養護学校の教育課程が導入されたことを意味する。以後、普通学級と重複学級の2つの教育課程で計画される期間は長く、1989年度までの14年間、大きく変更されることなく継続した。ただし、1987年度ごろから重複学級の教育課程内で生活中心の課程と養護・訓練中心の課程に分化していく第4段階への準備ととれる変化が見られる。

第4段階は1990年度から1999年度までで、Ⅰ・Ⅱ課程：「準ずる教育課程」、Ⅲ課程：「各教科、その一部を合科統合した形での指導」、Ⅳ課程：「総合学習の中で養護・訓練を中心とした指導」という3つの教育課程で編成されていく時期である。3課程になったことで、児童の障害の実態に応じた教育課程が準備された。

第5段階は2000年度から2006年度までで、学習指導要領改訂（平成10年度版）に合わせて養護・訓練が自立活動に名称変更され、さらに、総合的な学習の時間が登場している時期である。それまでのⅠ・Ⅱ課程がそれぞれ独立して単独の教育課程になり、全部で4つの教育課程に分化したことが特徴である。

②中学部の場合

表1の「②中学部」に見るように、その変遷は大きく5つに分けてとらえることができる。

第1段階は1964年度から1975年度までで、教育課程は、各教科、保健体育・機能訓練、道徳、特別教育活動（1972年度より特別活動に改称）の4領域で編成された時期である。ただし、本校と分校で科目の履修状況に相異があった。

第2段階は1976年度から1983年度までで、重複学級認可から3年経過した1976年度からは中学部においても重複学級の教育課程が編成され2課程となった時期である。ここに登場する生活の内容は、さらに生活と作業に分かれており、「生活－生活」は、小学部の生活と同じく、学習指導要領〔精神薄弱〕編の生活科のことである。つまり、小学部と同時期に中学部においても知的障害養護学校の教育課程が導入されたことを意味している。

第3段階は1984年度から1989年度までで、教育課程が5課程から2課程の間で分化統合を繰り返し、最終的に3課程に整理されていく時期である。

第4段階は1990年度から1999年度までで、3課程から4課程の編成となる時期である。この段階で注目される点は、普通学級の教育課程から養護・訓練の時に違いが見られる2課程に分化した点である。以前の段階でも普通学級の教育課程が分化することがあったが、その違いは選択教科のみであった。

第5段階は2000年度から2006年度までで、学習指導要領改訂（平成10年度版）に合わせて養護・訓練が自立活動に名称変更され、さらに総合的な学習の時間が登場してくる時期である。「ⅢA」、「ⅢB」は、統合され「Ⅲ課程・知的障害養護学校の各教科に代替した教育課程」となり、「Ⅳ課程」は「Ⅳ課程・自立活動を中心とした教育課程」と変化し、4つの教育課程に整理された。

③高等部の場合

表2に見るように、高等部の教育課程編成は大きく5つに分けてとらえることができる。以下、その内容を概括する。

第1段階は高等部設置の1971年度から1975年度までで、普通科として商業コースと家庭コースのそれぞれの教育課程が用意されていた時期である。なお、養護学校（肢体不自由教育）高等部学習指導要領（昭和47年度版）の影響を受け、1973年度から養護・訓練が導入されている。

第2段階は1976年度から1990年度までで、普通科生活コースが設置され、障害の重い子どもに対応した教育課程が編成された時期である。年度による違いはあるものの、生活科などの教科に作業や手芸、職業、タイプなどを加えた内容となっている。1988年度から3年間は生活コースがさらに実業的内容を重視した生活コースA、職業やタイプのない生活コースBに分化している。

第3段階は1991年度から1992年度までで、3課程編成の時期である。1991年度は普通科Ⅱ課程、普通科Ⅲ課程ともにA、Bの2コースに分かれている。Ⅱ課程Bでは、生活科が編成されている。また、この年度で注目されるのは、Ⅲ課程Bの編成で、その内容は、知的障害養護学校（当時、〔精神薄弱〕養護学校）の教科・領域を併せた教育課程の内容の一部が導入されている点である。1992年度はⅠ課程からⅢ課程内にコース分けが無くなっている。

第4段階は1993年度から1999年度までで、各教科の目標、内容を下学年のものに置き換えた教育課程として新しい普通科Ⅱ課程が編成され、全体で4課程編成となった時期である。前年度までの普通科Ⅱ課程の内容は普通科Ⅲ課程へ、それまでのⅢ課程の内容はⅣ課程へとスライドする形で再編成された。なお、普通科Ⅳ課程の内容は養護・訓練を中心とした教育課程である。1994年度から普通科Ⅰ課程、Ⅱ課程が統合されて、Ⅰ・Ⅱ課程となっている。

第5段階は2000年度から2006年度までで、学習指導要領の改訂（平成10年度版）を受けて、自立活動、総合的な学習の時間が登場し、一定の質的変化が図られた時期である。また、Ⅰ課程において、情報、産業・福祉などの新しい内容が現れてくる点も特徴的である。

④A校における障害の重度重複化と教育課程の関連

A校における学級編制の内容（図1）⁴⁾と教育課程の変遷（表1、表2）との関連を見てみると、普通学級在籍者数が8割強を占めた1975年度までは基本的に肢体不自由単一の障害に対応した、1課程構造期（普通1）である。1976年度から1990年度前後までは、重複学級設置が認可されたことや養護学校義務化の影響で、児童生徒の障害が重度化したことに対応し、重複学級用の教育課程が整備されていく2課程構造期（普通1／重複1）である。1990年度ごろから2006年度までは、さらに多様化する障害実態に対応するため、普通学級用の教育課程、重複学級の教育課程ともに細分化させた4課程構造期（普通2／重複2）である。

表2 A校の教育課程変遷一覧（高等部編）

1971～	1976～	1982～	1988～	1991	1992	1993	1994～	2000～2006	
<p><商業コース> 国、社、教、理、保体、芸術、外国語、家庭、商業、特活、養訓</p> <p>* 家庭は女子のみ</p> <p>* 73～：養訓追加</p> <p>* 75～：養訓追加</p> <p>* 77～：養訓追加</p> <p>* 79～：養訓追加</p>	<p><商業コース> 国、社、教、理、保体、芸術、外国語、家庭、商業、特活、養訓</p> <p>* 家庭は女子のみ</p> <p>* 77～：商業（事務機械）追加</p> <p>* 79～：商業（事務機械）なし</p>	<p><商業コース> 国、社、教、理、保体、芸術、外国語、家庭、商業、特活、養訓</p> <p>* 家庭は女子のみ</p> <p>* 81～：普通科重複学級生活コース</p> <p>* 81～：普通科重複学級生活コース</p> <p>* 81～：普通科重複学級生活コース</p> <p>* 81～：普通科重複学級生活コース</p>	<p><商業コース> 国、社、教、理、保体、芸術、外国語、家庭、商業、特活、養訓</p> <p>* 家庭は女子のみ</p> <p>* 91～：商業（タイプライター）→商業（文書処理）</p> <p>* 91～：商業（タイプライター）→商業（文書処理）</p> <p>* 91～：商業（タイプライター）→商業（文書処理）</p>	<p><普通科I課程 商業コース> 国、社、教、理、保体、芸術、外国語、家庭、商業、特活、養訓</p> <p>* 家庭は女子のみ</p> <p><普通科II課程 家庭コース> 国、社、教、理、保体、芸術、外国語、家庭、商業、特活、養訓</p> <p>* 91～：商業（タイプライター）→商業（文書処理）</p>	<p><普通科I課程> 国、社、教、理、保体、芸術、外国語、家庭、商業、特活、養訓</p> <p>* 特活内に「ゆとり」含む</p> <p><普通科II課程> 生活、保体、芸術、職業、家庭、特活、養訓</p> <p>* 1、2年に＜Ⅲ課程＞として同じ時数の教育課程あり</p>	<p><普通科I課程> 国、社、教、理、保体、芸術、外国語、家庭、商業、特活、養訓</p> <p>* 1年：生活、国、教、保体、芸術、特活、職業、家庭、特活、養訓</p> <p>* 2年：日生、生単、体、美、音楽、職業、家庭、特活、養訓</p> <p>* 3年：生活、国、教、保体、芸術、特活、職業、家庭、特活、養訓</p>	<p><Ⅰ・Ⅱ課程> 国、社、教、理、保体、芸術、外国語、家庭、商業、特活、養訓</p> <p>* 2年：国、教、保体、美、音楽、職業、家庭、特活、養訓</p> <p>* 3年：生活、国、教、保体、芸術、特活、職業、家庭、特活、養訓</p> <p>* 95、1年で社会→公民</p> <p>* 96、2、3年で社会→地理・歴史</p>	<p><Ⅰ・Ⅱ課程> 国、社、教、理、保体、芸術、外国語、家庭、商業、特活、養訓</p> <p>* 2年：国、教、保体、美、音楽、職業、家庭、特活、養訓</p> <p>* 3年：生活、国、教、保体、芸術、特活、職業、家庭、特活、養訓</p> <p>* 95、1年で社会→公民</p> <p>* 96、2、3年で社会→地理・歴史</p>	<p><Ⅰ・Ⅱ課程> 国、社、教、理、保体、芸術、外国語、家庭、商業、特活、養訓</p> <p>* 2年：国、教、保体、美、音楽、職業、家庭、特活、養訓</p> <p>* 3年：生活、国、教、保体、芸術、特活、職業、家庭、特活、養訓</p> <p>* 95、1年で社会→公民</p> <p>* 96、2、3年で社会→地理・歴史</p>

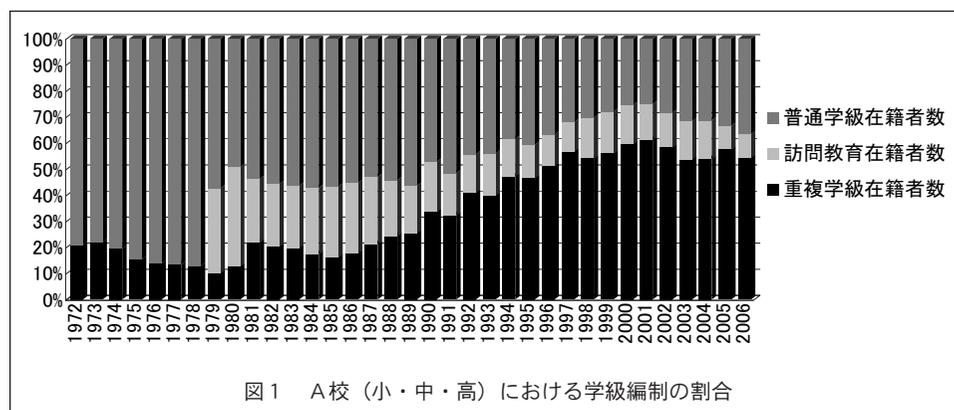


図1 A校（小・中・高）における学級編制の割合

(2) B校における在籍児童生徒の障害の重度・重複化と教育課程の変遷の特徴

①小学部の場合

表3の「①小学部」に見るように、その変遷は大きく4つに分けてとらえることができる。以下、その内容を概括する。

第1段階は開校年度の1978年度から1984年度までで、各教科、道徳、特別活動、養護・訓練で構成された開校年度の教育課程と次年度より編成された重複学級の教育課程との2つの課程で推移していく時期である。その内容はA校の同時期のものとはほぼ同一である。

第2段階は1985年度から1986年度までで、A課程、B課程(重複)、C課程(重複)、D課程(重複)の4つの教育課程が編成されている時期である。重複学級の教育課程に日常生活の指導や生活単元学習などの「[精神薄弱]養護学校の教育課程の各教科等に替えた教育課程」の領域・教科を合わせた指導が取り入れられている点が特徴である。これは、多少の変更があるものの2006年度まで続く基本的な流れである。

第3段階は1987年度から1999年度までで、1987年度にC課程とD課程が統合し、さらに1988年度からは3つの課程で推移していく時期である。

第4段階は2000年度から2006年度までで、A校と同様に学習指導要領改訂(平成10年度版)を受けて自立活動、総合的な学習の時間が登場する。

②中学部の場合

表3の「②中学部」に見るように、その変遷は大きく4つに分けてとらえることができる。

第1段階は開校年度の1978年度から1984年度までで、各教科、道徳、特別活動、養護・訓練で編成された普通学級の教育課程と各教科(生活を含む)、道徳、特活、養護・訓練により編成された重複学級の教育課程の2課程で構成される時期である。小学部と同様に、同時期のA校の教育課程とはほぼ同一である。

第2段階は1985年度から1986年度までで、普通学級のA課程と重複学級のB課程、C課程、D課程の4つの教育課程が編成されている。小学部と同様に「[精神薄弱]養護学校の教育課程の各教科等に替えた教育課程」の領域・教科を合わせた指導が取り入れられていることである。この流れは、小学部と同様であり、多少の変更はある

が2006年度まで続いている。

第3段階（1987～1999年度）と第4段階（2000～2006年度）は前述の小学部と同じ変遷過程を示している。

③ B校における障害の重度重複化と教育課程の関連

B校における学級編制の内容（図2）と教育課程の変遷（表3）との関連を見てみると、1978年度開校から1984年度までの重複学級在籍者が2～4割の段階までに対応する2課程構造期（普通1／重複1）と、1985年度から2006年度までの、重複学級在籍者が5割前後に対応する3課程構造期（普通1／重複2）に分けてとらえることができる。

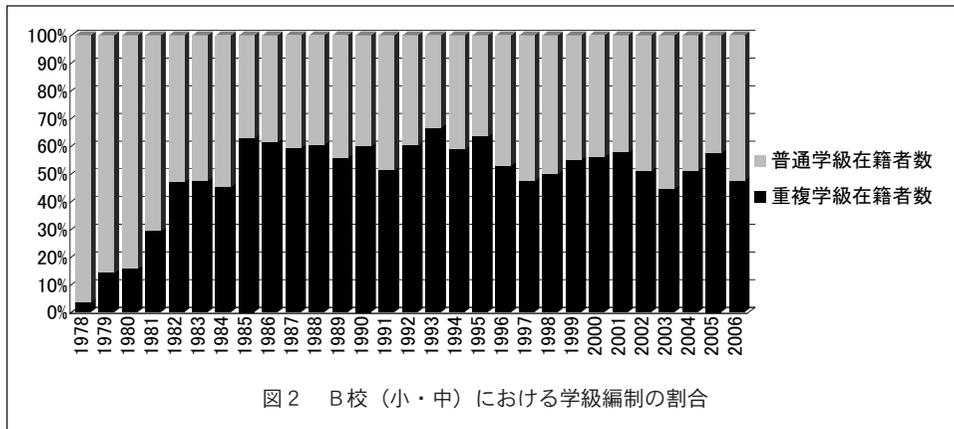


図2 B校（小・中）における学級編制の割合

(3) C校における在籍児童生徒の障害の重度・重複化と教育課程の変遷の特徴

①小学部の場合

表4の「①小学部」に見るように、その変遷は大きく4つに分けてとらえることができる。以下、概括する。

第1段階は開校年度の1979年度と1980年度で、総合学習、養護・訓練、日常生活指導の3つの指導領域で、教育課程が編成されている時期である。

第2段階は1981年度と1982年度で、総合学習が姿を消し、養護・訓練と日常生活指導での編成となっている。

第3段階は1983年度から1999年度までで、「準ずる学習グループ(C)」、「〔精神薄弱〕を併せ有する学習グループ(B1・B2⁵⁾→BⅠ・BⅡ」、「養護・訓練を主とする学習グループ(A)」という4つの教育課程で編成されている時期である。

第4段階は2000年度から2006年度までで、それまでのBⅡグループであったものが「あそび」を含む教育課程Bと含まない教育課程Cの2つに分化し、5課程編成となっている時期である。A校、B校同様に、学習指導要領改訂（平成10年度版）を受けて自立活動、総合的な学習の時間が登場している。

②中学部の場合

表4の「②中学部」に見るように、その変遷は大きく4つに分けてとらえることができる。

第1段階は1979年度から1982年度までで、生活単元学習、作業学習、日常生活指導、養護・訓練の4つの指導領域から構成され、可能な限り教科への分化を図るように計画されている。なお、1982年度は生活単元学習と日常生活指導が位置づけられていない。

第2段階は1983年度から1990年度までで、「準ずる学習グループ(C)」、「〔精神薄弱〕を併せ有する学習グループ(B)」、「養護・訓練を主とする学習グループ(A)」という3つの教育課程より編成されている時期である。

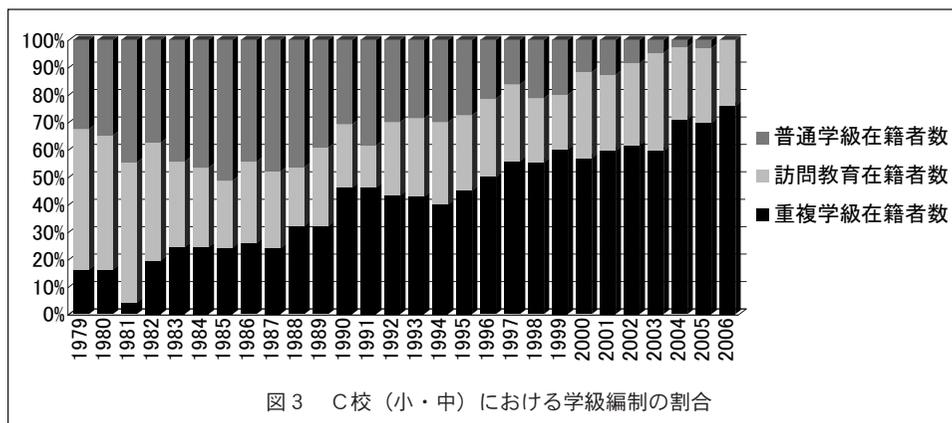
第3段階は1991年度から1999年度までで、〔精神薄弱〕を併せ有するグループの教育課程が、国語、数学のあるBⅡとそれがないBⅠの2つに分化し4課程の構造となっている時期である。

第4段階は2000年度から2006年度までで、4課程編成は前段階と変わらないが、小学部と同様に学習指導要領改訂(平成10年度版)を受けて自立活動、総合的な学習の時間が登場している。

A校、B校は障害の重度化に応じて課程名をつけているのに対し、C校は、その逆の順序で名づけている点が特徴的である。

③C校における障害の重度重複化と教育課程の関連

C校における学級編制の内容(図3)と教育課程の変遷(表4)との関連を見ると、開校から1982年度までは、小学部、中学部ともに普通学級も重複学級も同じ教育課程で対応している1課程構造期である。1983年度からは、小学部は4課程編成に、中学部は3課程編成となり、1991年度からは小学部、中学部ともに4課程構造(普通1/重複3)となる。それは、図3に見るように1990年代に入り、重複学級在籍割合が増加したことへの対応である。



(5) D校における在籍児童生徒の障害の重度・重複化と教育課程の変遷の特徴

①小学部、中学部の場合

表5の「小・中学部」に見るように、D校の場合、学部による違いは認められないが、その全体を整理すると、前半期と後半期に分けてとらえることができる。

前半期は1979年度から2000年度までで、総合学習、日常生活の指導、養護・訓

練（自立活動）、特別活動という編成であり、養護・訓練を中心とした教育課程により教育活動が展開されている時期である。その間に大きな変更は見られない。

後半期は2001年度から2006年度までの時期で、「領域・教科を合わせた教育課程」である点では変更は無いが、自立活動と密接に関連した「個別課題学習」「生活課題学習」「集団学習」の3つの大きな学習単位を中心とした教育課程に転換している点の特徴である。

②D校における障害の重度重複化と教育課程の関連

D校は、養護学校義務化時に重症心身障害児施設に隣接し開校している。そのため、開校当初から在籍者の障害は重度重複化していた⁶⁾。開校から2006年度までその教育課程は、個々の障害の状態に合わせ、弾力的に運用できる重複1課程を基本としている。ただし2001年度以降は、より個々の課題に焦点を当てることのできる編成を行っている。

3. まとめと今後の課題

各肢体不自由養護学校の在籍児童生徒の障害の重度重複化と教育課程の変遷を総合的に考察してまとめると、次の3つの発展段階に整理できる。

第1段階は、1970年代を中心とする養護学校義務化前までである。児童生徒の障害が肢体不自由単一の普通学級在籍者がほぼ8割以上を占めた時期で、教育課程は教科を中心とした点に特徴がある。A校の教育課程に代表されるように、在学中に教科の学力を向上させたり、就労に必要な技術を身につけたりすることを重視していた段階である。

第2段階は、1979～1992年度までである。養護学校の義務化を契機に障害の重い子どもが増え、重複学級在籍者の割合が増加している。それに対応し、教育課程は生活など知的障害養護学校の教育課程を取り入れ、知的な障害を併せ有する児童生徒への対応を図るべく細分化されていった段階である。また、重度の障害児施設に隣接して義務化時に開校した学校（C校、D校）では、在籍者の障害がより重度であったことに対応するため、当初より養護・訓練を中心とした教育課程が編成されていた点の特徴的であった。

第3段階は、1993～2006年度までである。重度重複障害者の増加にともない、重複学級の教育課程を細分化し対応したため、施設隣接ではない養護学校においても「自立活動」を中心とする教育課程が取り入れていることが確認できる。また、2000年度の学習指導要領改訂後は、準ずる教育課程においても「自立活動」が重視される傾向にあるとともに、その時間数が増加しているのが確認できる⁷⁾。

以上のことから、長崎県の肢体不自由養護学校は、在籍児童生徒の障害が重度化、重複化してきたことに、教育課程を細分化させることで対応し児童生徒の実態に合わせた指導を、「自立活動」を重視しながら行ってきたことが確認できた。

今後の課題は、長崎県における「機能訓練」、「養護・訓練」、「自立活動」の取り組みを整理・検討することで、具体的に重度重複障害児への指導をどのように深化・発展させてきたのか、その成果と実践課題を明らかにしていくことである。

<註>

- 1) 平田・西村・鈴木 (2008) 長崎県肢体不自由教育研究 (第1報) - 県下肢体不自由養護学校要覧 (1964～2006年度) の検討を中心に - . 長崎大学教育学部紀要－教育科学－, 第72号, 21-28
- 2) 西村・平田・鈴木 (2008) 長崎県の肢体不自由教育における障害の重度重複化の検討. 長崎大学教育学部附属教育実践総合センター紀要, 第7号, 67-75
- 3) 特別教育活動: 学習指導要領改訂 (昭和45年度版) を受け, 1971年度からは「特別活動」へ変更されるべきものである。
- 4) 1971年度以前の学校要覧では, 重複学級の存在が明確に記述されておらず学級種別を読み取ることができないため, 1971年度から図示している。
- 5) 学校要覧上では, 1983～1990年度までのBグループはB1・B2に分かれてはいない。しかし, 1986年度より内容が明確に2分化しているため, 便宜上分けて記述している。
- 6) 学校要覧上では, 開校時はすべてのものが普通学級在籍者となっているが, D校の開校時の資料や隣接する施設に関する資料によると, ほとんどの在籍者の障害が重度重複であったことが判明している。
- 7) 本稿では, 十分な検証を行っていないが, 各肢体不自由養護学校の自立活動指導時数は, 教育課程別によらず, 徐々に増加の傾向を示している。

(付記) 本研究は, 日本特殊教育学会第46回大会 (2008年9月 鳥取大学・島根大学共同開催) において発表した共同研究「長崎県の肢体不自由教育における障害の重度重複化と教育課程の発展－長崎県肢体不自由教育研究 (第2報) -」 (『日本特殊教育学会第46回大会発表論文集』617頁所収) を若干, 修正・加筆してまとめたものである。共同討議を経て, 第一次稿を西村が執筆し, 平田・鈴木が点検・修正・加筆したものである。